

今年度の改正でより使い勝手がよくなったふるさと納税についてご紹介します。私も妻と共に最近初めてインターネットで申し込みしました。寄付したい自治体をポータルサイト(「ふるさと納税」で検索すれば出てきます)で選び、必要事項を入力するだけで意外と簡単です。10分もあれば手続きは完了しますよ。

1. ふるさと納税とは

「納税」という言葉がついていますが、実際は都道府県や市区町村への「寄付」です。元々の趣旨は、自分が生まれ育った地域やお世話になった地域、これから応援したい地域へ自分の意思でいくら納税できる制度を作ろうということからスタートしました。もちろん、自分のふるさとでなくても、国内のどこの自治体にも寄付することはできます。最近では寄付した自治体から届く「お礼の品」が各自治体趣向をこらして充実していますので、「お礼の品」目当てに寄付する事例も多くなっています。

2. 今年度改正事項

(1) ふるさと納税枠が2倍に

自己負担額の2000円を除いた全額が控除される限度額が約2倍に拡充されました。

(2) 手続きの簡素化(2015年4月以降)

確定申告が不要な給与所得者がふるさと納税を行う場合、確定申告を省略することが出来る「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。寄付先への申請書の提出が必要で、申請することが出来る寄付先は5団体以内です。

3. 手続き

(1) 寄付先を選んだ都道府県・市区町村などに対して寄付を行う。

実際にはインターネットで各自治体のふるさと納税専用のサイトに次の項目を入力するだけです。

氏名・住所・電話番号・メールアドレス・寄付金額・寄付金の使途の選択・寄付方法(クレジットカード・納付書・現金書留・現金持参・・・)・お礼の品の希望の有無・お礼の品の選択(寄付金の金額毎に選択)・ワンストップ特例制度の申請 等々

(2) 寄付先から「寄付金受領証明書」が送付されてくる。

(3) 1月1日から12月31日まで行った対象寄付金につき、翌年3月15日までに税務署において(2)の「寄付金受領証明書」を添付して確定申告を行う。

(4) 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を申請する場合は(3)の確定申告は不要ですが、寄付先の自治体へ申請書の提出が必要です。申請書用紙はネットで申し込みの際選択すれば後日郵送で送られてきます。

4. 税金の控除額 次の(1)～(3)の合計金額

(1) 所得税からの控除 (寄付金(総所得金額の40%限度)－2千円) × 「所得税の税率」

(2) 住民税からの控除(基本分) (寄付金(総所得金額の30%限度)－2千円) × 10%

(3) 住民税からの控除(特例分) (寄付金－2千円) × (100%－10%－所得税の税率)

※ (3)は個人住民税所得割額の2割(改正前1割)が限度

5. 全額控除されるふるさと納税額(年間上限)の目安

(単位：円)

給与年収	独身又は 共働き	夫婦又は共働き +高校生1人	夫婦 +高校生1人	夫婦+高校生1人 +大学生1人
300万円	31,000	23,000	15,000	4,000
400万円	46,000	38,000	30,000	17,000
500万円	67,000	59,000	46,000	33,000
700万円	118,000	108,000	86,000	75,000
1,000万円	188,000	179,000	170,000	157,000
1,500万円	394,000	382,000	371,000	355,000

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようお願いいたします。

大阪市天王寺区悲田院町8-26天王寺センターハイツ509号

TEL 06-6774-8282

FAX 06-6774-8281

E-mail : nishikai@kiu.biglobe.ne.jp

西野会計事務所

検索

